

国土交通省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

法人名	役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率(案) 国土交通省評価委員会
土木研究所	理事長	H13.4.1～H22.8.10 (H16.1.1～H22.8.10)	1.0
交通安全環境研究所	理事	H16.12.3～H23.3.31 (同上)	1.0
海上技術安全研究所	理事 理事長	H15.4.1～H19.3.31 (H16.1.1～H19.3.31) H19.4.1～H23.3.31 (同上)	1.0
	監事	H17.4.1～H23.3.31 (同上)	1.0
港湾空港技術研究所	理事長	H19.4.1～H23.3.31 (同上)	1.0
	監事	H21.4.1～H23.3.31 (同上)	1.0
電子航法研究所	監事	H21.4.1～H23.3.31 (同上)	1.0
航海訓練所	理事	H19.4.1～H21.3.31 (同上)	1.0
	理事長	H21.4.1～H23.3.31 (同上)	
海技教育機構	理事	H19.4.1～H23.3.31 (同上)	1.0
国際観光振興機構	理事	H18.4.8～H22.6.30 (同上)	1.0
自動車事故対策機構	理事	H20.7.11～H22.8.10 (同上)	1.0
	理事	H18.4.1～H23.3.31 (同上)	1.0

	監事	H19.4.1～H22.4.14 (同上)	1.0
空港周辺整備機構	理事	H21.4.1～H23.3.31 (同上)	1.0
海上災害防止センター	理事	H21.6.18～H23.3.31 (同上)	1.0

業績勘案率(案)の算定は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率(案)「1.0」については、意見はない。

以上

別紙

国土交通省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容		業績勘案率 (案) + (3)
			(参考) 在任期間	法人業績 (1)	個人業績 (2)	
土木研究所	理事長	H16.1.1～H22.8.10	H13.4.1～ H22.8.10	1.0	0.0	1.0
交通安全環境研究所	理事	H16.12.3～H23.3.31	同左	1.0	0.0	1.0
海上技術安全研究所	理事	H16.1.1～H19.3.31	H15.4.1～ H19.3.31	1.0	0.0	1.0
	理事長	H19.4.1～H23.3.31	同左			
	監事	H17.4.1～H23.3.31	同左	1.0	0.0	1.0
港湾空港技術研究所	理事長	H19.4.1～H23.3.31	同左	1.0	0.0	1.0
	監事	H21.4.1～H23.3.31	同左	1.0	0.0	1.0
電子航法研究所	監事	H21.4.1～H23.3.31	同左	1.0	0.0	1.0

航海訓練所	理事	H19.4.1～H21.3.31	同左	1.0	0.0	1.0
	理事長	H21.4.1～H23.3.31	同左			
海技教育機構	理事	H19.4.1～H23.3.31	同左	1.0	0.0	1.0
国際観光振興機構	理事	H18.4.8～H22.6.30	同左	1.0	0.0	1.0
自動車事故対策機構	理事	H20.7.11～H22.8.10	同左	1.0	0.0	1.0
	理事	H18.4.1～H23.3.31	同左	1.0	0.0	1.0
	監事	H19.4.1～H22.4.14	同左	1.0	0.0	1.0
空港周辺整備機構	理事	H21.4.1～H23.3.31	同左	1.0	0.0	1.0
海上災害防止センター	理事	H21.6.18～H23.3.31	同左	1.0	0.0	1.0

- (1) 「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」3.(1)において「退職役員の在職期間に係る法人の実績に応じて、法人の実績に係る業績勘案率を0.0～2.0の間で算出する。」とされており、各法人の業績について「中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる」ことから、法人業績を1.0としている。
- (2) 「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」3.(2)において「退職役員の個人の実績に応じて、増減の幅を算出する。個人的な業績は、法人の業績と比較して付随的なものであることを考慮し、増減の幅は0.2を目安とする。」とされている。
- (3) 「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」3.(3)において「退職役員の業績勘案率は、法人の実績に基づき算定した業績勘案率に、退職役員の個人的な業績に基づき0.2を目安に増減させて決定する。」とされている。